

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 33) (法人住民税:義)(自動連動)(地方税 54)
		② 上記以外の税目	(事業所税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】	
4	内容	《現行制度の概要》 1.対象地域:沖縄県全域 2.税制優遇措置 (1)国税 ①投資税額控除(法人税) ・対象地域の新・増設に係る設備の取得価額が 1,000 万円超の場合、一定割合(機械・装置:15%、建物及び建物付属設備等:8%)を法人税額から控除。 ・法人税額の 20%以内(繰越税額控除4年)、取得価額の上限 20 億円。 ・対象となる建物付属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) (ア)スポーツ・レクリエーション施設 (イ)教養文化施設 (ウ)休養施設(宿泊施設に付属する温泉保養施設を含む) (エ)集会施設(宿泊施設に付属する会議場施設・研修施設を含む) (オ)政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設 (2)地方税 ①法人住民税 ・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動) ②事業所税 ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から 5 年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。 《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、適用期限(令和9年3月 31 日)を3年間延長し、令和 12 年3月 31 日までとする。 〈内閣府及び経済産業省との共同要望〉	

			《関係条項》 沖縄振興特別措置法第8条、第9条 租税特別措置法第42条の9 租税特別措置法施行令第27条の9 租税特別措置法施行規則第20条の4 地方税法第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 地方税法附則 第33条第1項
5	担当部局		観光庁観光地域振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和8年8月 分析対象期間: 令和5年度～令和11年度
7	創設年度及び改正経緯		平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館） 令和元年度 2年間延長 令和3年度 1年間延長 令和4年度 3年間延長（県知事認定・主務大臣の確認制度導入、対象となる特定民間観光施設の見直し） 令和7年度 2年間延長（対象施設（国際健康管理・増進施設）の一部除外、適用期間の見直し）
8	適用又は延長期間		令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は依然全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、観光産業は、沖縄の優位性を発揮できる重要産業であり、観光産業の振興を図ることは沖縄振興策として極めて重要である。 観光関連施設への設備投資を促進し、観光産業の高付加価値化を通じて、観光収入向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026 について（令和8年7月21日閣議決定） 強い沖縄経済の実現を目指し、沖縄科学技術大学院大学による

			産学官連携等の産業振興、「GW2050 PROJECTS」の早期実現、北部・離島地域振興、こどもの貧困対策やWell-being実現に向けた取組等、沖縄振興を国家戦略として総合的に推進する。 ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）（抄） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 第三章 産業の振興のための特別措置 （観光地形成促進計画の作成等） 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。 2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光地形成促進地域」という。）の区域 三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。）の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容 3～8 （略） （課税の特例） 第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において認定観光地形成促進措置実施計画に従って特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。））であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定観光地形成促進措置実施計画に従って実施する観光地形成促進措置が当該区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取
--	--	--	--

		得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 （略） （資金の確保等） 第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。 ○沖縄振興基本方針（令和4年5月10日内閣総理大臣決定） Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 （1）観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光産業の持続的な発展に向け、より消費単価の高い層の取り込み、地域特産品の開発、多様化するリピーターの嗜好に対応した効果的なプロモーションの強化等を通じて、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの更なる向上による競争力の強化を図る。また、平日の旅行需要創出が期待できるワーケーション等を推進するなど、観光需要の平準化を図り、外部環境の変化に強い観光産業の構築を目指す。さらに、文化・芸能、自然環境等の沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、スポーツ交流拠点の形成や MICE の誘致・開催を図る。こうした取組を通じて、外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築を目指す。 あわせて、観光産業の働く場としての魅力を高め、質の高い沖縄観光を担う人材の円滑な確保を図るとともに、地域の受入体制や環境にも配慮した持続可能な沖縄観光の実現を目指す。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 20 観光立国を推進する
	③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置の活用により、設備投資を促し、特定民間観光関連施設（※）の高付加価値化が図られることによって、観光収入の増加へとつなげる。 （※）本特例措置の対象施設となる観光関連施設 ○ 達成目標 ・観光収入 令和11年度観光収入：1兆3,328億円 ・本特例措置活用事業者の付加価値額増加額 令和11年度：8億206万円 ・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額 令和11年度：30億3,811万円 （算出方法） 令和5年度の一人当たり県民所得（231万5千円）（実績）

			と「令和 13 年度に一人当たり県民所得 291 万円」という値を基に、令和 11 年度に必要な一人当たり県民所得を 276 万 1 千円と推計（必要な年平均増加額：7.4 万円）。 令和 11 年度に一人当たり県民所得 276 万 1 千円を達成するために必要な令和 11 年度の観光収入の目標を 1 兆 3,328 億円（※ 1）と設定。 これを基に、令和 11 年度の観光収入の目標額を達成するために必要な本税制を活用したことによる令和 11 年度の付加価値額の増加額を 8 億 206 万円（※ 2）と設定。 そして、令和 11 年度の付加価値額の増加額の目標を達成するために必要な令和 11 年度の投資額の目標を 30 億 3,811 万円（※ 3）と設定。 （※ 1）令和 5 年度の県民所得のうち観光関連の企業所得及び雇用者報酬総額の合計（推計）と令和 5 年度の観光収入の比率（1：1.31）から算出。 （※ 2）令和 7 年度の観光収入増加見込み分における、投資要因による増加見込みと投資以外の増加見込の比率（0.27：1）及び投資要因による観光収入の見込みの増加分と本税制措置適用事業者の付加価値額の見込みの増加分との比率（1：0.036）から算出。 （※ 3）令和 6 年度及び令和 7 年度の本税制措置適用事業者の設備投資額とその投資による本税制適用事業者の付加価値額の増加額（令和 7 年度は見込みの増加額）の比率（1：0.264）から算出。 ○ 測定指標 ・観光収入額 ・本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額 ・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額																								
		④：政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、企業の観光関連施設への投資意欲を高めることで、設備投資を促進し、観光関連施設の高付加価値化を通じて観光収入を更に伸ばし、もって一人当たり県民所得の向上につなげる。																								
10	有効性等	①：適用数	○過去の適用件数及び将来の適用数（推計値） <table><tr><th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th></tr><tr><td>R5</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>R6</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>R7</td><td>11</td><td>11</td></tr><tr><td>R8</td><td>11</td><td>11</td></tr><tr><td>R9</td><td>11</td><td>11</td></tr><tr><td>R10</td><td>11</td><td>11</td></tr><tr><td>R11</td><td>11</td><td>11</td></tr></table> ・法人税（R5 年度～R6 年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R7 年度以降は推計値。 【算定根拠】 （法人税・法人住民税）	年度	法人税	法人住民税	R5	0	0	R6	2	2	R7	11	11	R8	11	11	R9	11	11	R10	11	11	R11	11	11
年度	法人税	法人住民税																									
R5	0	0																									
R6	2	2																									
R7	11	11																									
R8	11	11																									
R9	11	11																									
R10	11	11																									
R11	11	11																									

		R7 年度は主務大臣確認時の申請書情報に基づく。 R8 年度以降は R7 年度と同程度の申請があることを見込んで算出。 法人住民税は自動連動であるため、法人税の適用件数と同値とした。																								
	②: 適用額	○適用額の実績及び見込み 単位: 千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>R6</td><td>12,564</td><td>880</td></tr> <tr> <td>R7</td><td>130,438</td><td>9,131</td></tr> <tr> <td>R8</td><td>130,438</td><td>9,131</td></tr> <tr> <td>R9</td><td>130,438</td><td>9,131</td></tr> <tr> <td>R10</td><td>130,438</td><td>9,131</td></tr> <tr> <td>R11</td><td>130,438</td><td>9,131</td></tr> </tbody> </table> ・法人税（R5 年度～R6 年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R7 年度以降は推計値。 ・法人住民税（R5 年度～R6 年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。R7 年度以降は推計値。 【算定根拠】 （法人税） R7 は①、R8 以降は以下②で算出。 ① R7 適用額 R2～R6 の1件当たりの平均減収額(11,858 千円)×R7 の主務大臣確認件数 ② R8 以降の適用額 R2～R6 の1件当たりの平均減収額(11,858 千円)×各年度の適用件数(推計値) （法人住民税） 投資税額控除の適用推計額に基づき試算(投資税額控除額×法人住民税の税率(県民税 1%＋市町村民税 6%＝7%))。	年度	法人税	法人住民税	R5	0	0	R6	12,564	880	R7	130,438	9,131	R8	130,438	9,131	R9	130,438	9,131	R10	130,438	9,131	R11	130,438	9,131
年度	法人税	法人住民税																								
R5	0	0																								
R6	12,564	880																								
R7	130,438	9,131																								
R8	130,438	9,131																								
R9	130,438	9,131																								
R10	130,438	9,131																								
R11	130,438	9,131																								
	③: 減収額	○減収額の実績と見込み 単位: 千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>R6</td><td>12,564</td><td>880</td></tr> <tr> <td>R7</td><td>130,438</td><td>9,131</td></tr> <tr> <td>R8</td><td>130,438</td><td>9,131</td></tr> </tbody> </table>	年度	法人税	法人住民税	R5	0	0	R6	12,564	880	R7	130,438	9,131	R8	130,438	9,131									
年度	法人税	法人住民税																								
R5	0	0																								
R6	12,564	880																								
R7	130,438	9,131																								
R8	130,438	9,131																								

				<table><tr><td>R9</td><td>130,438</td><td>9,131</td></tr><tr><td>R10</td><td>130,438</td><td>9,131</td></tr><tr><td>R11</td><td>130,438</td><td>9,131</td></tr></table>	R9	130,438	9,131	R10	130,438	9,131	R11	130,438	9,131
R9	130,438	9,131											
R10	130,438	9,131											
R11	130,438	9,131											
				・法人税（R5年度～R6年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R7年度以降は推計値。 ※投資税額控除のため、適用額と減収額は同額。									
				【算定根拠】 （法人税） 推計方法は「10.有効性等」の「②適用額」を参照。 （法人住民税） 推計方法は「10.有効性等」の「②適用額」を参照。									
	④	効果		《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 1. 前回設定した目標の達成状況 ○前回要望時の達成目標 〔特定民間観光関連施設への累計投資額の増加〕 ・令和7年度から令和8年度までの間の特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31億18百万円 ＜算出方法＞ 平成24年度から令和5年度までの設備投資額累計額：17,146百万円 年平均設備投資額＝17,146百万円÷11年＝1,559百万円/年 ※令和元年度は取得価額が不明なため除く 1,559百万円×2年(R7・R8)＝31億18百万円 【沖縄県調査を基に算出】 〔民間観光関連施設の設置数〕 ・令和8年度民間観光関連施設数：304施設 ＜算出方法＞ 特定民間観光関連施設については、令和6年度以降に4施設/年の適用を目標とする。 宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの11施設/年の新設を目標とする。 R5 R8 施設数 259施設 ⇒ 304施設 (+45施設) 【沖縄県調査を基に算出】 ○達成目標に対する実現状況 令和7年度から令和8年度までの間に本税制措置を活用した特定民間観光関連施設の設備累計投資額は約524億円(※1)と目標を達成し、加えて令和8年度の特定民間観光関連施設数も309施設(※2)と目標を達成しており、本税制措置を通じて魅力ある観光関連施設の整備を促進し、国内外からの観光客来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成に繋がった。 (※1) ①令和7年度 ・適用件数：10件									

・適用事業者による設備投資累計額：518億62百万円

②令和8年度(令和8年6月12日時点実績)

・適用件数：2件

・適用事業者による設備累計投資額：5億32百万円

①+②=523億94百万円

【沖縄県調査及び主務大臣確認時の申請書情報を基に算出】

(※2)

(民間観光関連施設の考え方)

観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設(特定民間観光関連施設と宿泊施設)の設置数とする。

①特定民間観光関連施設数(令和8年6月12日時点実績)：42施設

※25(H24~R5の適用施設)+3(R6)+10(R7)+4(R8現在)=42

②宿泊施設(令和6年12月時点実績)：267施設

①+②=309施設

【沖縄県調査を基に算出】

2. 今回新たに設定した指標の推移

○観光収入

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実績値	観光収入	7,013億円	8,507億円	9,821億円	1兆747億円

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計値	観光収入	1兆1,649億円	1兆2,551億円	1兆3,453億円	1兆4,355億円

※令和8年度以降の数値は推計

○本特例措置活用事業者の付加価値増加額

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実績値	付加価値増加額	0円	844万円	4,980万円	-

※令和7年度の数値は未確定

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計値	付加価値増加額	8億2,652万円	8億2,652万円	8億2,652万円	8億2,652万円

※令和8年度以降の数値は推計

○本特例措置活用事業者の設備投資額

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実績値	設備投資	0円	8億	1億680	518億

	額		3,192 万 円	万円	6,276 万 円
		令和8年 度	令和9年 度	令和10 年度	令和11 年度
推計値	設備投資 額	約 31 億 円	約 31 億 円	約 31 億 円	約 31 億 円
※令和8年度以降の数値は推計					
(推計値の算出方法) ◆本特例措置活用事業者の付加価値増加額及び設備投資額 ①設備投資額の令和6年度及び令和7年度実績の平均値(約 2 億 8,000 万円)と②付加価値額増加額の令和6年度実績及び令和7年度の見込みの平均値(約 7,500 万円)を基に、令和9年度以降も令和7年度の適用件数(11 件)が継続するものと仮定して算出。 【令和6年度及び7年度の主務大臣確認時の申請書情報及び実施状況報告書に基づき推計】※令和7年度の例外的な大規模投資案件の設備投資額及び付加価値増加額は計算から除外。 ◆観光収入 本特例措置による付加価値増加分は令和8年度以降、毎年度8億 2,652万円、観光収入の増加に占める本特例措置による付加価値増加分の割合は 3.6%(令和7年度見込み)と仮定して算出。 3. 達成目標の変更理由 従前の達成目標は、①特定民間観光関連施設への累計投資額及び②民間観光関連施設数を設定していた。 今回要望では、令和4年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果測定を検証するため、政策目的として「一人当たり県民所得」を設定したうえで、政策目的に対して本税制がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 主務大臣確認時の申請書類及び実施状況報告書に基づく					
《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》					
1. 前回設定した目標に対する効果 事業者からは、本特例措置が投資の後押しになったとの意見を聞いており、令和7年度から令和8年度までの設備投資累計額 523 億 9400 万円及び令和8年度民間観光関連施設数 309 のうち特定民間観光関連施設の令和7年度から令和8年度の増加数 14 については、本特例措置の直接的な効果と言って差し支えないと考えられる。					
2. 今回新たに設定した目標に対する効果 令和4年度以降の本特例措置活用事業者の令和6年度の付加価					

			値増加分は約 0.5 億円であり、令和6年度の観光収入の増加(R6 観光収入:9,821 億円)に寄与している。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 主務大臣確認時の申請書類及び実施状況報告書に基づく 観光収入は沖縄県調査 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 令和6年度まではコロナ禍の影響で落ち込んでいた観光産業は回復傾向にはあったものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追い付いていないことや、制度の周知広報の不足から十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。 令和7年度以降については、コロナ禍の影響の解消や制度の周知広報の改善等により、一定以上の活用実績が見込まれることから、達成目標及び政策目的の達成に本特例措置は有効であると言える。
		⑤: 税収減を是認する理由等	沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位で、こうした沖縄が有する特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところである。観光リゾート産業は、本土から遠隔地にある沖縄において、アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を発揮することができる重要産業であり、沖縄のリーディング産業と言える。 本税制措置は、観光関連施設への設備投資を促し、観光産業の高付加価値化を通じて、我が国の観光産業の振興に貢献し、ひいては一人当たり県民所得の向上に寄与するものであると考えられ、社会的意義があり、税収減を是認するものと考ええる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策目的である「一人当たり県民所得の向上」を図るため、観光関連施設への設備投資を促し、観光産業の高付加価値化を目指すことを目標としており、企業に対して効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進し、観光産業の高付加価値化を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことが出来る特例措置が的確な手段である。 また、本特例措置は沖縄の目指す観光地の形成に資すると判断される場合に、対象施設に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることなく必要最小限の措置となっている。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄観光の振興策としては、沖縄振興特別措置法に基づく一括交付金等があるが、本税制が対象とする民間事業者による観光関連施設の新増設に対する支援は行われておらず、本税制措置とは役割が異なるものである。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて延長するものである。国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県及び県内市町村が協力する相当性がある。

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和6年8月